

福居秀雄議長の不信任決議について

福居秀雄議長の不信任決議について、別紙のとおり提出する。

令和7年4月9日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

横 山 啓 一

高 木 ひろたか

上 野 和 幸

能登谷 繁

まじま 隆 英

高 見 一 典

賛成者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

品 田 ときえ

江 川 あ や

塩 尻 英 明

植 木 だいすけ

石 川 厚 子

小 林 ゆうき

金 谷 美奈子

高 橋 紀 博

福居秀雄議長の不信任決議

福居秀雄議長は本日４月９日、本会議場に国旗・日の丸を掲揚した。国旗・日の丸の掲揚については、昨年１２月５日から本年２月２１日までの９回の各派会長会議で協議したが一致しなかった課題である。

議長は公平、公正な立場で議会を代表する存在でありながら、各派会長会議をないがしろにし、議会の民主的な運営を破り、国旗・日の丸の掲揚を強行したことは容認できない。

議長は、昨日４月８日の議会運営委員会において、国旗掲揚の法的根拠を問われた際、「地方自治法第１０４条に規定する議会事務の統理権に基づく」と答弁した一方、「議会事務の統理権とは、議会の運営を行っていく上で生ずる様々な事務を統括する権限で、議長はこれに基づき、議事日程の作成や議案の整理、会議録の調製、図書室の管理など議会運営に伴う一切の事務を掌理すると解されております」とも答えた。

地方自治法第１０４条の事務の統理は、事務処理に関することであり、議長は議会事務局に適切に事務処理させることであり、政治判断が伴う課題の処理の根拠とすることには無理があり、議長の判断は越権行為と言える。

さらに、各派会長会議では「昨年１０月８日の議会運営委員会で議長に一任された」と述べていたが、昨日の議会運営委員会では委員長が「散会後の非公式な会議」であり「効力は極めて限定的、周知の範囲」と答弁した。議長が、各派会長会議には公式決定ではないことを知りつつも、公式に一任されたかのように取り計らったことは、各派会長会議を軽視し、民主的な議会運営を軽視するものである。

さらには、昨年１２月５日の各派会長会議で議長は「議場に国旗及び市旗を掲揚することを提案したい」と明確に述べていた。また、昨日の議会運営委員会で議長は「国旗掲揚の問題については、その性格上、事務的な協議とか制度的な検討等を要するものではなく、その特殊性や緊急性ということを鑑みると、各派会長会議で直接協議していただいた方が迅速で深い議論ができると考えた」と答弁した。各派会長会議では他市議会への調査を行っているが、その中でも掲揚そのものの存否も調査対象にしている。

したがって議長は、各派会長会議には、掲揚を前提にした議論ではなく、掲揚そのものを諮ってきたことは明らかである。しかし、昨日の議会運営委員会で「掲揚する前提で、その手法について具体的なその方法論を各派会長会議で議論したいと提案もしていた。それにも

かかわらず、そもそも掲揚をすべきでないと、そのような意見が出てきて、結果として、掲揚の手法についての議論を適切に行うことが難しくなっていた」という趣旨の質問に対し、議長が「そのとおりでございます」と答えたことは、各派会長会議の協議事実とは異なり、信頼を裏切り、民主的運営を破るものと断じざるを得ない。

そもそも議場の在り方を含め、議会運営は合意が基本であり、議場に国旗・日の丸を掲揚することについては、議長権限で行使することはできない。民主的な運営に基づかず、権限がない議長判断で、長年の旭川市議会の現状を変えるのは容認できない。

よって、旭川市議会では自らの権威と信頼を取り戻し、今後の民主的な運営を確立するため、ここに福居秀雄議長を不信任とし、その辞職を求めるものである。

以上、決議する。

旭 川 市 議 会